

Ⅶ 旅客氏名表情報及び乗組員氏名表情報の 入出港区分の改善

平成27年10月14日

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社



1.【現行】旅客氏名表情報及び乗組員氏名表情報の入出港区分の判定

現行

航空通信回線経由で提出された P L ・ C L 情報の入出港区分の判定は「最初の到着地空港」のみで行っている。

現行 P L R ・ N L R の入出港区分の判定方法



K I X → N R T → L A X

①入出港区分 (※1)	②提出先空港 (※1)	③最初の 出発地空港 (※2)	④他国からの 最終出発空港	⑤最初の 到着地空港	⑥経由地空港	⑦最終目的地 空港
			K I X	N R T	L A X	

【現行 N A C C S で航空通信回線経由で提出される P L ・ C L の入出港判定】

- I 「⑤最初の到着地空港」が本邦の空港である場合は「①入出港区分」を「入港」と判定
「⑤最初の到着地空港」が外国の空港である場合は「①入出港区分」を「出港」と判定
- II I で入港と判定されたデータのうち、「⑥経由地空港」「⑦最終目的地空港」の空港が本邦の空港である場合は、⑤～⑦の全ての空港に同じ P L ・ C L が提出される
- III I で出港と判定されたデータのうち、「④他国からの最終出発空港」が本邦の空港である場合に P L ・ C L が提出される（外国の場合はエラーとなる）



- ⚠ 現行 N A C C S では入港と判定されたデータについては出港の判定は行わない。
したがって、例示の場合は「N R T」宛に入港の P L ・ C L が提出されるが、「K I X」宛に出港の P L ・ C L は提出されない

※1 航空通信回線経由で提出される P L ・ C L 情報の場合、「①入出港区分」「②提出先空港」は N A C C S で自動判定される（UN/US EDIFACT に項目がない）
※2 航空通信回線経由で提出される P L ・ C L 情報の場合、「③最初の出発地空港」は項目にはない（UN/US EDIFACT に項目がない）

2.【次期】旅客氏名表情報及び乗組員氏名表情報の入出港区分の判定

次 期

航空通信回線経由で提出された P L ・ C L 情報の入出港区分の判定は入港の判定は「最初の到着地空港」で行い、出港の判定は「他国からの最終出発空港」で行う。

次期PLR・NLRの入出港区分の判定方法



K I X → N R T → L A X

①入出港区分	②提出先空港	③最初の 出発地空港	④他国からの 最終出発空港	⑤最初の 到着地空港	⑥経由地空港	⑦最終目的地 空港
			K I X	N R T	L A X	

【次期NACCSで航空通信回線経由で提出されるP L ・ C Lの入出港判定】

- I 「⑤最初の到着地空港」が本邦の空港である場合は「①入出港区分」を「入港」と判定
- II Iで入港と判定されたデータのうち、「⑥経由地空港」「⑦最終目的地空港」の空港が本邦の空港である場合は、⑤～⑦の全ての空港に同じP L ・ C Lが提出される
- III 「④他国からの最終出発空港」が本邦の空港である場合は「①入出港区分」を「出港」と判定
- IV IIIで出港と判定された場合には、「④他国からの最終出発空港」宛にP L ・ C Lが提出される
- V 航空通信回線経由で送信されてきたデータすべてに対しI～IVの処理を行う



次期NACCSでは入港と判定した場合であっても出港に係る判定を行い、入港及び出港のP L ・ C Lが税関へ提出される。したがって、例示の場合は「N R T」宛に入港のP L ・ C Lが提出されるとともに「K I X」宛に出港のP L ・ C Lが提出されることとなる。

3.【まとめ】旅客氏名表情報及び乗組員氏名表情報の入出港区分の判定

【変更による改善点】

航空通信回線経由で提出される入出港区分の判定方法を変更することにより

- ・現在マニュアル又はNACCSの個別業務を行って提出していただいているPL・CLの提出が航空通信回線経由で提出可能となる。（提出方法の選択肢の増加）
- ・現在マニュアル又はNACCSの個別業務を行って提出していただいているPL・CLの提出が航空通信回線経由で行えることで業務の負担が軽減される。（負担の軽減）

その結果、NACCSで入港と出港が同時に判定され、出港情報がエラーとなった場合、現行と同様のエラー通知が出力される。

例：「①入出港区分」が「出港」と判定された場合は、「他国からの最終出発空港における出発年月日」、「他国からの最終出発空港における出発時刻」に入力がなければ、出港に関する情報はエラーとなる。

※当該判定処理については税関宛の情報に対してのみ行われる。（入国管理局宛の情報の判定方法については変更なし）

入出港区分判定表（下線部分が今回の改変で追加となる提出先であり、**税関にのみ提出される。**）

入力値		現行システムでの判定		次期システムでの判定	
他国からの最終出発空港	最初の到着地空港	入出港区分	提出先空港	入出港区分	提出先空港
国外空港	国内空港	入港	「最初の到着地空港」 「経由地空港」 「最終目的地空港」	入港	「最初の到着地空港」 「経由地空港」 「最終目的地空港」
国内空港	国内空港	入港	「最初の到着地空港」 「経由地空港」 「最終目的地空港」	入港	「最初の到着地空港」 「経由地空港」 「最終目的地空港」
				出港	「他国からの最終出発空港」
国外空港	国外空港	エラー	エラー通知情報出力	エラー	エラー通知情報出力
国内空港	国外空港	出港	「他国からの最終出発空港」	出港	「他国からの最終出発空港」